

新型コロナウイルス感染症の感染拡大回避に向けた取組等

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 18 条の規定に基づく「基本的対処方針」に沿って、県では感染拡大防止の取り組みをお願いしているところです。

本日、本県で新型コロナウイルス感染症「オミクロン株」の陽性者が確認されたほか、隣接県でも陽性者が急増していること等から、感染不安の解消と感染拡大防止のため、法第 24 条第 9 項に基づき、感染不安を感じる無症状の方について、ワクチン接種の有無を問わず、本日から検査を受けていただくよう要請することにしました。

皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大を回避するため、御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

令和 4 年 1 月 5 日

愛媛県知事 中 村 時 広

令和4年1月5日

新型コロナウイルス感染症の 感染拡大回避に向けた取組等

【期間】 令和4年1月5日（水）から

【区域】 愛媛県全域

【根拠】 新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）

=====

要請内容（新規）

【県民の皆さんへの要請】

○検査の受検（新規・1/5～1/31）

感染に不安を感じる無症状の方について、検査を受けていただくようお願いいたします。法要請（特措法第24条第9項）

要請内容（継続）

【事業者の皆さんへの要請】

- 業種別ガイドラインの遵守（継続・11/25～）
法要請（特措法第24条第9項）

要請内容（継続）

【事業者の皆さんへの要請】

法要請（特措法第24条第9項）

○業種別ガイドラインの遵守（継続・11/25～）

○イベント等の開催制限（継続・11/25～）

	次の人数上限及び収容率を満たすこと	ただし、 感染防止安全計画を策定する場合 (5,000人超かつ収容率50%超)
人数上限	5,000人又は収容定員50%以内の いずれか大きい方	収容定員まで
収容率	大声なし 100%以内 大声あり 50%以内 <small>大声あり：大声（観客等が、①通常よりも大きな声量で、②反復・継続的に声を発すること）を積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベント</small>	大声なし 100%以内 ※大声なしでの開催が前提条件 （県が感染防止安全計画を確認）
条件	○「感染防止策チェックリスト」を作成し、公表（原則HP掲載やSNS等客観的に確認可能なかたちでの公表）するとともに、イベント終了日から1年間保管する ○問題が発生（クラスター発生、感染防止策の不徹底等）した場合は、「イベント結果報告書」を県に提出する	○「感染防止安全計画」を策定し、イベント開催2週間前までに県に提出する ○イベント終了後、1か月以内に「イベント結果報告書」を県に提出する（ただし、問題が発生（クラスター発生、感染防止策の不徹底等）した場合は、直ちに提出する）

✓ 主催者は、国の接触確認アプリ「COCOA」や「えひめコロナお知らせネット」の活用、または名簿作成等の追跡対策を徹底。